

関係各大臣 殿

総務大臣 川端達夫

平成24年度の地方財政措置について

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）においては、震災復旧・復興財源について別途財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みが定められたところであり、現在、議論が行われているところでもあります。

他方、引き続き、財政の健全化に当たっては、国と地方の信頼に基づき進めることが必要であり、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、まず第一に国が同戦略に則り改革に取り組みながら、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うとともに、国・地方の適正な財政秩序を維持し、国から地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行わないことが重要であります。

また、地域主権改革については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が去る8月26日に成立したところではありますが、引き続き、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)等を踏まえ、積極的に取り組む必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところではありますが、平成24年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、貴府省に対し特に要請いたしたい事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第29号

平成23年9月20日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 黄川田 徹

平成24年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成24年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第30号

平成23年9月20日

財務副大臣 殿

総務副大臣 黄川田 徹

平成24年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、平成24年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総財調第31号

平成23年9月20日

各都道府県知事

各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長

平成24年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、平成24年度予算の概算要求の準備を進めているところでありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 東日本大震災の復旧・復興の推進	1
II 地域主権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等	1
2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等	1
3 国庫補助負担金の一括交付金化等	1
4 国庫補助負担金に係る手続の簡素化等	2
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等	2
2 国と地方公共団体の財政負担の適正化	2
3 第三セクター等の改革への協力等	2

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 府	子ども・子育て支援に係る財政措置	4
警 察 庁	警察行政費に係る国庫支弁の改善	4
文部科学省	1 教職員数の増加を伴う施策の抑制	4
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置	4
	3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消等	4
厚生労働省	1 社会保障・税一体改革	5
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置	5
	3 平成24年度以降の子どものための現金給付	5
	4 妊婦健康診査費等に係る財政措置	5
	5 介護保険制度の安定的な運営の推進	6
	6 国民健康保険制度の持続可能性の確保等	6
	7 生活保護制度の見直し	6
	8 特定疾患治療研究事業に係る法整備及び財政措置	6
	9 強毒性の鳥由来新型インフルエンザ対策に係る法整備及び財政措置	6
	10 障害者自立支援法の廃止及び新たな障害者に係る総合的な福祉法制の制定	6
	11 予防接種制度の見直し	7

省庁名	項 目	頁
農林水産省	1 直轄事業の見直し……………	7
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	7
林 野 庁	林業公社の抜本的な経営対策……………	8
資源エネルギー庁	1 石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善……………	8
	2 地球温暖化対策の推進……………	8
国土交通省	1 直轄事業の見直し……………	8
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	9
環 境 省	地球温暖化対策の推進……………	9

【共通事項】

「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）、「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）及び「中期財政フレーム（平成 24 年度～26 年度）」（平成 23 年 8 月 12 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

その際、「財政運営戦略」において、各年度の予算編成及び税制改正に当たっての財政運営の基本ルールとして、「国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」とされていることについて、特段の留意をされたい。

I 東日本大震災の復旧・復興の推進

東日本大震災からの復旧・復興支援に当たっては、未曾有の被害に加え、財政力が弱く壊滅的な打撃を受けた市町村が多い等の今回の震災の特徴を踏まえ、被災した地方公共団体の復旧・復興計画に基づいた事業が早期かつ円滑に推進できるよう、地方の自由度の向上を図りつつ国の財政措置を大幅に拡充するとともに、地方負担分の復旧・復興財源を確実に手当すること。

また、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、国庫補助負担金等の交付の早期化や提出書類の簡素化、避難先地方公共団体への必要な財政措置等を講じられたいこと。

さらに、原子力災害からの復旧・復興に要する経費については、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年法律第 147 号）の趣旨や国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う責任を負っていることに鑑み、極力地方に負担が生じることのないようにすること。

II 地域主権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図るとともに、国・地方を通ずる財政健全化を進める見地に立って、国の出先機関の抜本的な改革など国と地方の役割分担の見直しや、基礎自治体への権限移譲を進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減、保育所等の福祉施設に係る基準等の義務付け・枠付けの一層の見直し、教育委員会や農業委員会に係る必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止、縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止、縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等

組織・機構の簡素合理化など地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっても、他の施策で必ず減員措置を講じ、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の一括交付金化等

国庫補助負担金については、廃止、縮減を含めた整理合理化を行い、地方公

共同体の自由度の拡大に努められたいこと。

特に「地域主権戦略大綱」に基づき、平成 23 年度から導入された「地域自主戦略交付金」については、地方の自由度の拡大の観点から、地方の意見を十分に踏まえ、その拡充に取り組みられたいこと。

その際、地方の安定的な財政運営への配慮や事業の円滑な執行の観点から、必要な総額を確保されたいこと。

4 国庫補助負担金に係る手続の簡素化等

一括交付金化の対象外となる国庫補助負担金についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努めるとともに、交付決定及び資金交付を遅延することなく適正に行われたいこと。

また、国庫補助負担率を引き下げることや事務事業の切り離せない一部分について国庫補助負担対象から除外すること、補助金等の組み替えにより新たな地方負担を生じさせること等、国の財政負担を地方に転嫁するようなことは厳に行わないようにされたいこと。

III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

また、交付率や分割交付方式を導入することにより実質的に地方公共団体に財政負担を転嫁することは行わないようにされたいこと。

2 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体の財政負担を求めることのないようにされたいこと。

特に、これまで地方公共団体が国等に寄附金、法令の規定に基づかない負担金等を支出することを法律で原則禁止していた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）附則第 5 条が、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により廃止されることとなったが、これにより、国と地方の財政秩序に何らの変更を生じさせるものではなく、国等がこの財政秩序を乱すことがないように、引き続き地方公共団体との関係において、「官公庁に対する寄附金等の抑制について」（昭和 23 年 1 月 30 日閣議決定）を遵守するほか、寄附金等を支出しない場合の不利益な取扱い、第三者を通じた寄附金等の要求及び地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為を厳に行われないようにされるとともに関係各機関にもこの旨要請されたいこと。

3 第三セクター等の改革への協力等

経営が著しく悪化している第三セクター、地方公社及び地方公営企業（以下「第三セクター等」という。）の抜本的改革を進めるため、平成 25 年度までの時限的な地方債として、「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）附則第 33 条の 5 の 7 の規定により「第三セクター等改革推進債」が措置されていることを踏まえ、特に国の施策に関連して設立された第三セクター等の改革に対しては、必要な支援を行うなど積極的に協力されたいこと。

なお、政府関係機関等からの第三セクター等への貸付けに関して、貸付金の債権保全措置として地方公共団体との損失補償契約の締結を促すような措置はとらないこと。

【個別事項】

(内 閣 府)

子ども・子育て支援に係る財政措置（同旨文部科学省、厚生労働省）

子ども・子育て新システムに係る具体的な制度設計の検討に当たっては、地方と十分な協議を行い、国と地方の役割分担の明確化、地方の自主性や裁量性の確保等を図りたいこと。

また、財政スキームの検討に当たっては、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て支援の大幅な拡充を図るとともに、「地域自主戦略交付金」との整合性及び一般財源で措置されている公立保育所など既存の財政措置との整合性に留意すること。さらに、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」については、市町村が自由度を持って必要な給付を行うために創設する観点から、現金給付を含む義務的経費のあり方について、十分に検討されたいこと。

なお、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、両事業の一本化を行うこと。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の展開を阻害する現行制度を見直すとともに、特に乳幼児医療費の自己負担のあり方については、高齢者医療費の自己負担とのバランスも踏まえ、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

(警 察 庁)

警察行政費に係る国庫支弁の改善

警察行政費のうち、警察用車両の購入費等「警察法」（昭和 29 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項の規定に基づきその全額を国庫が支弁することとされている経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、都道府県の実態に即し必要かつ十分な額を確保し、地方負担を生じさせないようにされたいこと。

(文部科学省)

1 教職員数の増加を伴う施策の抑制

教職員数の増加を伴う施策については、国・地方を通じた厳しい財政状況、「財政運営戦略」及び「中期財政フレーム」等を踏まえ、厳に抑制されたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て新システムに係る具体的な制度設計の検討に当たっては、地方と十分な協議を行い、国と地方の役割分担の明確化、地方の自主性や裁量性の確保等を図りたいこと。

また、財政スキームの検討に当たっては、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て支援の大幅な拡充を図るとともに、「地域自主戦略交付金」との整合性及び一般財源で措置されている公立保育所など既存の財政措置との整合性に留意すること。さらに、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」については、市町村が自由度を持って必要な給付を行うために創設する観点から、現金給付を含む義務的経費のあり方について、十分に検討されたいこと。

なお、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、両事業の一本化を行うこと。

3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消等

幼稚園就園奨励事業及び特別支援教育就学奨励事業等については、超過負担が

生じており、事業の執行に支障を来しているので、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

(厚生労働省)

1 社会保障・税一体改革

社会保障・税一体改革に当たっては、年金を除く社会保障給付のほとんどを担う地方公共団体の理解と協力が不可欠であることから、国庫補助事業と相まって社会保障の重要な役割を担う地方単独事業を的確に把握し、国民の視点で社会保障給付の全体像を総合的に整理するとともに、「国と地方の協議の場」等で地方公共団体と十分に協議し、改革の円滑かつ着実な推進を図られたいこと。

また、現行の消費税収については、国・地方の配分とその基本的枠組みを維持するとともに、引き上げ分の消費税収については、地方単独事業を含めた社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現し、社会保障給付に対する安定財源の確保を図られたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て新システムに係る具体的な制度設計の検討に当たっては、地方と十分な協議を行い、国と地方の役割分担の明確化、地方の自主性や裁量性の確保等を図られたいこと。

また、財政スキームの検討に当たっては、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て支援の大幅な拡充を図るとともに、「地域自主戦略交付金」との整合性及び一般財源で措置されている公立保育所など既存の財政措置との整合性に留意すること。さらに、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」については、市町村が自由度を持って必要な給付を行うために創設する観点から、現金給付を含む義務的経費のあり方について、十分に検討されたいこと。

なお、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、両事業の一本化を行うこと。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の展開を阻害する現行制度を見直すとともに、特に乳幼児医療費の自己負担のあり方については、高齢者医療費の自己負担とのバランスを踏まえ、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

3 平成24年度以降の子どものための現金給付

制度設計に当たっては、「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日付け民主党、自由民主党及び公明党の幹事長及び政調会長による合意）及び「5大臣合意」（平成22年12月20日付け国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣（少子化対策）による合意）に基づき、「国と地方の協議の場」等において、地方と十分な協議を行うとともに、子どものための現金給付及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、幅広く検討されたいこと。

なお、新制度への円滑な移行のため、システム改修経費については、国において所要の財源を確保されたいこと。

4 妊婦健康診査費等に係る財政措置

妊婦健康診査費や認定こども園の整備・運営費、民間保育所整備費などに係る国庫補助金については、平成23年度までの時限措置となっているが、地方の意見

を十分に踏まえ、事業の円滑な実施に支障を来さないよう国費による財政措置を継続されたいこと。

5 介護保険制度の安定的な運営の推進

平成24年度からの第5期介護保険制度の実施及び介護報酬改定に当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、平成23年度までの時限措置とされている介護職員処遇改善事業等の取扱いを含め、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

また、介護保険制度を通じた介護予防の充実による給付費の抑制のため、介護予防事業について事業量の制限を撤廃されたいこと。

6 国民健康保険制度の持続可能性の確保等

高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的問題を抱えている国民健康保険制度について、公費配分や被用者保険との財政調整等により財政基盤を強化されたいこと。また、保険財政の安定化、保険料の平準化等の観点から、将来的な医療保険制度の一元化を視野に、国民健康保険の都道府県単位化を推進されたいこと。

なお、新たな高齢者医療制度については、地方の意見を十分に踏まえ、検討されたいこと。

また、診療報酬の改定に当たっては、公立病院が果たす役割と厳しい経営状況を踏まえ、所要の改善を図られたいこと。

7 生活保護制度の見直し

生活保護制度の見直しについては、就労・自立支援の充実、医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底、関係機関の連携強化等について、地方の意見を十分に踏まえながら、見直しを進められたいこと。その際、国が行うべき財政負担を地方に転嫁するようなことのないようにされたいこと。

8 特定疾患治療研究事業に係る法整備及び財政措置

特定疾患治療研究事業については、公費負担医療としての性格を有するものであることに鑑み、必要な法整備等を行われたいこと。また、大幅な超過負担が生じていることから、患者数の増加等に応じた所要の国費を確保し、近年増加している超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

9 強毒性の鳥由来新型インフルエンザ対策に係る法整備及び財政措置

強毒性の鳥由来新型インフルエンザ対策については、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、地方の意見を十分に踏まえ、国・都道府県・市町村等の具体的な役割分担を一層明確化した上で、地方公共団体が担う役割にふさわしい権限の付与、ワクチンの接種、医療従事者への補償などについて、直ちに必要な法整備等を行われたいこと。あわせて、必要な財政措置を講じられたいこと。

10 障害者自立支援法の廃止及び新たな障害者に係る総合的な福祉法制の制定

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）を廃止し新たな障害者に係る総合的な福祉法制を制定するに当たっては、「障害者自立支援法」の施行状況の検証などを行うとともに、地方の意見を十分に踏まえつつ、国と地方の役割分担を明確にした上で、新制度への移行経費も含め、必要な財政措置について検討されたいこと。

また、障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用した福祉・介護処遇改善事業

等については、平成 23 年度までの時限措置となっており、実施状況を検証するとともに、必要な措置等について検討されたいこと。

11 予防接種制度の見直し

予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方、接種費用の負担のあり方等の予防接種制度の見直しに際しては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、新たな予防接種を導入する場合は、制度が定着するまでの間、国費による財政措置を講じるなど、国民の接種機会の確保や地方の負担の急増の防止のために必要な措置を講じること。また、強毒性の鳥由来新型インフルエンザに係るワクチン接種については、国庫負担率の引上げ等の必要な法整備を直ちに行われたいこと。

なお、子宮頸がん等ワクチン接種費用に係る国庫補助金については、平成 23 年度までの時限措置となっているが、地方の意見を十分に踏まえ、事業の円滑な実施に支障を来さないよう国費による財政措置を継続されたいこと。

(農林水産省)

1 直轄事業の見直し(同旨国土交通省)

(1) 直轄事業の範囲等の見直し

直轄事業の範囲等については、「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関の事務・権限を、補完性の原則に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き、地方公共団体に移譲するとされたこと、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)において、出先機関の事務・権限の地方移譲の取扱いが定められたことを踏まえ、移譲に伴う財源・人員の取扱いも含め、その見直しに積極的に取り組まれたいこと。

(2) 直轄事業負担金制度の廃止

現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方については、「地域主権戦略大綱」において、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行うこととされていることを踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら、平成 25 年度までに結論を得ること。

(3) 現行の直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨国土交通省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和 36 年政令第 258 号)第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

(林 野 庁)

林業公社の抜本的な経営対策

林業公社の利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、都道府県が行う利子補給等に対する特別交付税措置の拡充と一体的に講ずることとされていたにもかかわらず、未だ措置されていないことから、早急に対応されたいこと。

また、不採算林からの撤退、公社の廃止を含む、抜本的な経営の見直しを検討し、支援されたいこと。

(資源エネルギー庁)

1 石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善

電源立地地域対策交付金の充当制限が撤廃されたことを踏まえ、石油貯蔵施設立地対策等交付金についても、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう国庫補助負担事業への充当制限を撤廃するとともに、対象を拡大されたいこと。

2 地球温暖化対策の推進（同旨環境省）

地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方税財源の充実確保について、早急に検討を進められたいこと。

(国土交通省)

1 直轄事業の見直し（同旨農林水産省）

(1) 直轄事業の範囲等の見直し

直轄事業の範囲等については、「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関の事務・権限を、補完性の原則に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き、地方公共団体に移譲するとされたこと、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）において、出先機関の事務・権限の地方移譲の取扱いが定められたことを踏まえ、移譲に伴う財源・人員の取扱いも含め、その見直しに積極的に取り組まれたいこと。

(2) 直轄事業負担金制度の廃止

現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方については、「地域主権戦略大綱」において、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行うこととされていることを踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら、平成 25 年度までに結論を得ること。

(3) 現行の直轄事業等に係る事前協議及び事業費管理の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業等の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、早急に法定化されたいこと。また、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがない

よう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨農林水産省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

(環境省)

地球温暖化対策の推進（同旨資源エネルギー庁）

地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方税財源の充実確保について、早急に検討を進められたいこと。